



# 営業許可申請について



## ◎ 許可申請には次の書類等が必要です。

※資格をお持ちでない方は養成講習会を受ける必要があります。

1. 食品営業許可申請書（印鑑不要） 1部
2. 施設の構造及び設備を示す図面 2部
3. 食品衛生責任者の資格を証明するもの（コピー可。確認後返却。）
4. 営業者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（コピー可。確認後返却。）
5. 井戸水等使用の場合は、水質検査成績書（26項目）
6. 手数料

※その他、営業する内容によって必要なものがあります。

## ◎ 許可申請には次の施設・設備が必要です。

※左記のほか、業種により個別基準が設けられています。詳しくは、保健所にお問い合わせください。

### 【各業種共通】

#### 1. 施設について

- ・施設は専用とし、家庭の調理場等と兼用しないこと  
また、営業の施設以外と明確に区分すること
- ・調理場の床面、内壁及び天井は、清掃しやすい材質（耐水性）、構造であること  
（床面、内壁の清掃に水を流す場合）床面、内壁（腰張り）は不浸透性の材質で、床面には十分な機能を有する排水溝（口）があること

#### 2. 作業場内設備について

- ・消毒器付き手洗い設備

※水栓は、再汚染防止できる構造が必要（レバー式、自動式、足踏み式等）

- ・使用目的に応じた大きさの洗浄設備（必要数）

※器具等の洗浄消毒のため、必要に応じて給湯その他の洗浄設備が必要

- ・汚染の防止ができる保管設備
- ・冷凍又は冷蔵庫（※温度計が必要）
- ・汚液、汚臭がもれない廃棄物用容器
- ・換気・照明、ねずみ及び昆虫等の侵入を防ぐ設備
- ・清掃用具を備えていること

#### 3. 便所、更衣場所について

- ・便所には専用の手洗い設備があること
- ・更衣場所があること

◎申請は営業開始の1ヵ月位前までにお願いします。

◎現場検査に合格後、2週間以内に許可となります。



お問い合わせ先 寝屋川市保健所 保健衛生課（食品担当）

電話 072-829-7721 FAX 072-838-1152

